

個別規程 IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I

令和 3 年 2 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(契約の単位)

IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I には、契約者が指定する移動無線機器の管理単位毎に必要な「親たる契約」及び一の移動無線機器毎に必要な「子たる契約」があります。

2 当社は、IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I の場合にあつては、契約者が指定する一の移動無線機器の管理単位毎に一の親たる契約及び一の移動無線機器毎に一の子たる契約の IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I 契約」といいます。)を締結します。

第 2 条(最低利用期間)

IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I 契約における最低利用期間は、2 年とし、その起算日は課金開始日とします。

第 3 条(利用資格)

IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I は、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

2 IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I を利用するには、以下の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) SIM の種類をマルチ FF SIM とし、かつ、開通トリガをノーマルとする IIJ モバイルサービス/タイプ I(以下この個別規程において、「指定サービス」といいます。)と IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I を同時に申し込むこと
- (2) 前号に定めるサービスの申し込み時に、タイプ I セット利用であることを当社に対し通知すること

第 4 条(機器の管理)

契約者は、当社が貸与する移動無線機器につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他移動無線機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

- (2) 当社の承諾がある場合を除き、移動無線機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で移動無線機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、移動無線機器を日本国外で使用することの当否につき、一切の保証を行いません。
- (4) 移動無線機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I が事由の如何を問わず終了した場合、その他移動無線機器を利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく移動無線機器を当社に返還するものとします。

第 5 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、移動無線機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当社が指定する期日までに当該移動無線機器を当社に返還するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社は、代替機の送付を行います。

3 故障が生じた移動無線機器の故障が契約者の責によるものである場合には、当該移動無線機器の回復に要する費用について、当社は契約者に対し端末保守手数料として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は当該端末保守手数料を支払うものとします。また、第 1 項に定める期日までに故障が生じた移動無線機器が当社に返還されない場合、当該移動無線機器の回復に要する費用について、当社は契約者に対し亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は当該亡失負担金を支払うものとします。

第 6 条(亡失品に関する措置)

契約者は、移動無線機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 4 条(機器の管理)第 2 項に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は当該亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第 4 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

4 契約者が移動無線機器を亡失した場合であっても、契約者が当社に対し当該移動無線機器に係る IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I 契約の解除を通知しない限り、当該移動無線機器に係る IIJ

モバイル端末レンタルサービス for タイプI 契約は有効に存続するものとします。ただし、当社が第 2 項に定める亡金に係る請求書を発行した場合はこの限りではありません。

第 7 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプI において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 指定サービスの利用に関する契約が解除された場合には、当該解除された指定サービスに対応する IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプI 契約は同日に解除されるものとします。

第 8 条(料金)

契約者が、IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプI の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプI の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 9 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプI がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

附則

平成 30 年 3 月 15 日施行

この契約約款は、平成 30 年 3 月 15 日から実施します。

平成 30 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

平成 31 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年7月1日から実施します。

令和2年4月1日変更

この契約約款は、令和2年4月1日から実施します。

令和3年2月1日変更

1この契約約款は、令和3年2月1日から実施します。

2 第6条(亡失品に関する措置)第2項は、亡失の事由が第4条(機器の管理)第2項に定める返還がなかったことによる場合、令和3年1月30日以前の契約約款に基づき成立したIIJモバイル端末レンタルサービス for タイプI契約には適用されないものとします。

別紙 1 IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I における料金等 [第 7 条関係]

1 初期費用

貸与種別	利用端末種別	料金
レンタルプラン A	MR05LN	0 円
	FS040U	0 円
	FS030W	0 円
レンタルプラン B	MR05LN	22,000 円
	FS040U	19,000 円
	FS030W	17,000 円

2 月額費用

貸与種別	利用端末種別	料金
レンタルプラン A	MR05LN	950 円
	FS040U	900 円
	FS030W	850 円
レンタルプラン B	MR05LN	100 円
	FS040U	100 円
	FS030W	100 円

3 一時費用

(1) 第 5 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づく端末保守手数料について、移動無線機器の故障が自然故障に該当する場合(水没を除くものとする)にあつては 0 円、自然故障に該当しない場合(水没を含むものとする)にあつては一移動無線機器につき次に定める金額

(i)利用端末種別 MR05LN について 22,000 円、利用端末種別 FS040U について 19,000 円、利用端末種別 FS030W について 17,000 円

(2) 第 5 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項及び第 6 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく亡失負担金について、一移動無線機器につき次に定める金額

(i)利用端末種別 MR05LN について 22,000 円、利用端末種別 FS040U について 19,000 円、利用端末種別 FS030W について 17,000 円

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 8 条関係]

第2条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙1の2.に定める金額。ただし、移動無線機器の初期不良を原因とする解除にあつては0円とします。